

建築士事務所登録申請手続き等についての留意事項

廃業等届

廃業等の届出について

- 建築士事務所が、下記の1～5に該当することになった場合、それぞれの届出者により、廃業後30日以内に廃業届の提出が必要です。（建築士法第23条の7）
その際、登録済副本(原本)を添付してください。登録申請をシステムで申請された場合は廃業届の「その他書類」の項目に提出、書面で申請された場合は郵送にて提出してください。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 1. 建築士事務所にかかる業務を廃止した時 | 届出者：開設者 |
| 2. 建築士事務所の開設者が死亡したとき | 届出者：相続人 |
| 3. 建築士事務所の開設者が破産したとき | 届出者：破産管財人 |
| 4. 法人が合併による解散をしたとき | 届出者：役員であった者 |
| 5. 法人が破産または合併以外の事由による解散をしたとき | 届出者：清算人 |